

久留米市保育所給食物資納入希望者資格要件

1. 基本姿勢

保育所給食用物資納入業者は、保育所給食（食育）に協力的姿勢で臨み、安全で良質な物資を適正価格で円滑に納入することができること。

2. 立地条件

- (1) 原則として、久留米市内に店舗等を有すること。ただし、久留米市近郊の業者で配送体制が確立されている場合はこの限りではない。
- (2) 製造加工を要する食品については、市内に製造加工の設備があること。但し、市内で製造加工ができず、或いは、必要数量の調達が困難な食品についてはこの限りではない。

3. 納入条件

- (1) 営業経歴及び経営状態が良好である。
- (2) 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されている。
- (3) 3年以上、同種の営業を継続し、かつ、6ヶ月以上保育所または学校給食材料を納品している実績があること。但し、市が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 納税義務が履行されている。
- (5) 指示した期日、時刻に指定の場所に納入できること。
- (6) 物品の交換を要する場合は、直ちに対応できること。
- (7) できるだけ輸入品を使用せず地場産品にすること。
- (8) 納品書・内訳書については、物資納入時に提出すること。
- (9) 物資については、時価相場・適正価格での納入であること。
- (10) 納入業者の役員等が、暴力的組織又は暴力団員等ではない。

4. 衛生管理

- (1) 従業員の健康管理が十分行われており、かつ、衛生教育が十分に行われていること。
- (2) 食品管理をしている店舗等の整理整頓及び適温管理や衛生管理が適切に行われていること。
- (3) 製造加工業者については、材料保管場所、製品保管場所、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。